

令和8年度群馬県TikTok用コンテンツ制作等業務企画提案要領

1 業務の名称

令和8年度群馬県TikTok用コンテンツ制作等業務

2 業務の目的及び内容

令和8年度群馬県TikTok用コンテンツ制作等業務仕様書のとおり

3 見積限度額

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

応募に要する経費は含まず、提案者の負担とする。

選定された事業者に対しては、企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積を依頼する。

※令和8年度群馬県一般会計予算の議決状況により予算額が変動する場合がある。

4 優先交渉者選定数

1者

※業務を効果的に推進するために、県へ協議の上、業務の再委託等により、他の事業者等と連携することは差し支えない。ただし、業務の一括再委託は禁止とする。

5 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和8年12月25日（金）まで

6 応募資格

次の条件を全て満たしていること

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること

イ 破産手続開始決定を受け復権していない者でないこと

ウ 銀行取引停止処分を受けている者でないこと

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。

オ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。

カ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。（詳細は、「暴力団排除に関する誓約書（様式5）」を参照）

キ 本店所在地において、国税及び地方税を滞納していないこと。

7 公募・選定に関するスケジュール

- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| (1) 募集開始 | 令和8年2月27日（金） |
| (2) 参加申込期限・質問受付期限 | 令和8年3月6日（金）正午【必着】 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和8年3月9日（月）（予定） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和8年3月16日（月）正午【必着】 |
| (5) 一次審査（書面等審査） | 令和8年3月17日（火）～18日（水）（予定） |
| ※有効な企画提案書等の提出者が3者を上回った場合に実施する。 | |
| (6) 一次審査結果通知 | 令和8年3月19日（木）（予定） |
| ※一次審査を実施しない場合には、二次審査の詳細のみ通知する。 | |
| (7) 二次審査（プレゼンテーション審査） | 令和8年3月26日（木）（予定） |
| (8) 優先交渉者の決定及び通知 | 令和8年3月27日（金）（予定） |

8 企画提案の募集に当たって配布する資料

配付資料は、群馬県ホームページからダウンロードすること。

- (1) 令和8年度群馬県 TikTok 用コンテンツ制作等業務企画提案要領（※本資料）
- (2) 令和8年度群馬県 TikTok 用コンテンツ制作等業務仕様書
- (3) 参加申込書（様式1）
- (4) 質問票（様式2）
- (5) 企画提案書表紙（様式3）
- (6) 業務実施体制表（様式4）
- (7) 誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式5）
- (8) 課税（免税）事業者届出書（様式6）

9 企画提案書本体の記載事項

「令和8年度群馬県 TikTok 用コンテンツ制作等業務仕様書」の「4 委託業務内容」及び以下の内容に基づき、提案内容を記載すること。

ア 制作する動画について

- ・動画の訴求対象について、「日常的に TikTok を視聴する 10 代から 20 代」とし、訴求対象に対し群馬県の話題性の獲得、知名度向上に加え、群馬県への移住促進に繋がる企画を提案すること。
- ・制作する動画の本数を記載すること。
- ・動画の企画テーマ、撮影候補地、起用クリエイター等制作する動画の詳細を記載すること。なお、企画提案書には具体的な企画を最低5事例以上記載すること。（可能な限り詳細に記載されることが望ましい。）
- ・群馬県が保有する他の TikTok アカウント（@gunmachan_official、@gunma_snifferdogs、@gunma_governor_yi 等）と差別化を図るため、各アカウントで配信することが適すると考えられる内容は提案しないこと。

イ 起用クリエイターについて

- ・企画提案に併せ、想定される訴求対象に対し話題性の高いクリエイターを起用すること。
- ・クリエイターの選定理由について、有効なエビデンス（当該クリエイターの発信力（年齢層や男女比といった視聴者属性）、活動内容、過去の類似業務における実績等、影響力が分かる資料）を用いた上で、企画提案書に明記すること。
- ・各クリエイターの起用可否の確度について、企画提案書に明記すること。

ウ 目標総再生回数について

- ・令和8年11月30日（月）までの TikTok アカウント「tsunos」における制作動画の目標総再生回数を設定し、企画提案書に記載すること。なお、目標総再生回数は制作本数に10万回を乗じた数値を下限とする。
- ・目標総再生回数の達成のための広報戦略について記載すること。

エ 業務実施体制及び類似業務実績について

- ・企画提案及び制作動画に対し、公序良俗に反する内容となっていないか、コンプライアンスが遵守されているか確認する組織または担当者を整備し、企画提案書に明記すること。
- ・業務の一部を第三者に再委託する場合、再委託先の名称、所在地及び再委託する業務の範囲について企画提案書本体に明記すること。
- ・過去3年間における類似業務実績がある場合、企画提案書内に記載すること。ただし、業務の一部を第三者に再委託する場合は、提案者及び再委託先双方の類似業務実績を区分して記載すること。主に携わった業務内容を記載すること。
- ・類似業務の成果物の内容がわかるパンフレット、動画データや URL 等がある場合は、必要に

応じて添付すること。

オ その他提案

- ・提案者において提供できるサービス、アピールしたい事項、本事業に関する追加提案がある場合は、記載すること。

10 参加申込

- (1) 提出様式
参加申込書（様式1）による。
- (2) 受付期限
令和8年3月6日（金）正午【必着】
- (3) 提出先
「15 問い合わせ先」に同じ
- (4) 提出方法
電子メールによる。
※件名を「参加申込（TikTok用コンテンツ制作）」とすること。
※提出した旨を電話で連絡すること。

11 質問受付

- (1) 提出様式
質問票（様式2）による。
- (2) 受付期限
令和8年3月6日（金）正午【必着】
- (3) 提出先
「15 問い合わせ先」に同じ
- (4) 提出方法
電子メールによる。
※件名を「質問（TikTok用コンテンツ制作）」とすること。
※提出した旨を電話で連絡すること。
- (5) 回答
令和8年3月9日（月）（予定）までに有効な参加申込書を提出した全者に電子メールにより行う。
なお、回答は企画提案要領及び仕様書の追加または修正等として扱うことがある。

12 応募の手続き等

- (1) 提出書類
以下の資料を提出すること。
ア 企画提案書表紙（様式3）
イ 企画提案書本体（任意様式）
ウ 業務実施体制表（様式4）
※業務実施体制表には、企画提案及び制作動画に対し公序良俗に反する内容になっていないか、コンプライアンスが遵守されているか確認する組織又は担当者を記載すること。
エ 費用見積書（任意様式）
※あて先は「群馬県知事 山本 一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記すること。

※見積額が見積限度額を超えた場合は失格とする。

- オ 誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式5）（*）
- カ 課税（免税）事業者届出書（様式6）
- キ 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの）（*）
- ク 決算書の写し（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））（*）
- ケ その他参考となる資料（会社概要パンフレット等）

※県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

※「*」のついた資料は「群馬県物品等購入契約資格者名簿」搭載者は提出不要。ただし、業務を第三者に再委託する場合、再委託先の事業者が「群馬県物品等購入契約資格者名簿」に記載されている事業者であるか確認の上、搭載が無い場合には「*」のついた資料を併せて提出すること。

(2) 提出期限

令和8年3月16日（月）正午【必着】

(3) 提出先

「15 問い合わせ先」に同じ

(4) 提出方法

電子メールとする。

※件名を「応募（TikTok用コンテンツ制作）」とすること。

※データのサイズが7MBを超える場合は、提出方法について事前に県に相談すること。

※提出した旨を電話で連絡すること。

(5) 提出書類の取扱い

ア 提出された応募書類は返却しない。

イ 提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しない。

ウ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

(6) その他注意事項

ア 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは、一切認めない。

イ 事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。また、これにより群馬県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。

ウ 企画提案書提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出すること。

エ このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。

13 審査

(1) 選考方法

一次審査（書類審査）及び二次審査（対面によるプレゼンテーション審査）を行う。審査は「令和8年度群馬県TikTok用コンテンツ制作等業務委託事業者選定審査委員会」が行う。

(2) 一次審査（書類審査）

企画提案書等による書類審査を実施し、審査委員の合計点数上位3者を一次審査通過者として決定する。

なお、有効な企画提案書等の提出者が3者以下の場合には、一次審査は実施しない。

ア 審査日（予定）

令和8年3月17日（火）～18日（水）

イ 審査項目

- 趣旨・目的の理解に関すること
 - ・事業の趣旨・目的を理解した企画提案となっているか。
 - ・仕様書記載内容と提案内容の整合性がとれているか。
- コンテンツの企画内容に関すること
 - ・訴求対象の興味を引く魅力的な企画提案を行っているか。
 - ・主たる配信プラットフォーム（TikTok）の特長に適したコンテンツ企画となっているか。
 - ・高クオリティ、独創的な企画提案か。
- 起用クリエイターに関すること
 - ・訴求対象及び企画提案の内容に合致したクリエイターを提案しているか。
 - ・クリエイターの選定理由が有効なエビデンスにて明示されており、妥当な内容か。
- コンテンツの広報企画に関すること
 - ・目標総再生回数の達成に向け、明確な事業戦略が示されているか。
 - ・広告配信に依存せず、オーガニック（自然流入）による視聴数の最大化を図る手法が盛り込まれているか。
- その他提案に関すること
 - ・企画・広報の取組以外で、業務遂行や群馬県の魅力発信に資する提案を行っているか。
- 積算に関すること
 - ・費用積算は提案の内容と比べ妥当な金額か。
 - ・各経費の内訳が明瞭かつ具体的であるか。
- 実施体制等に関すること
 - ・企画提案の内容を遂行するために必要な類似業務の受託実績があるか。
 - ・業務の適正な履行が進むよう、責任者や制作スタッフといった必要な人員が確保されている等、業務実施体制が適切に構築されているか。
- 総合評価

ウ 結果通知（予定）

令和8年3月19日（木）

※審査結果は有効な企画提案書等の提出者に対して個別に通知する。一次審査通過者に対しては、二次審査の詳細を併せて通知する。

（3）二次審査（対面によるプレゼンテーション審査）

最大3者によるプレゼンテーション審査を実施し、優先交渉者1者を選定する。

ア 審査日（予定）

令和8年3月26日（木）午前10時～（1者当たり20分程度を予定）

※二次審査の詳細は一次審査の通過者に対して通知する。

イ 審査会場

群馬県庁5階 映写室（群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁舎内）

ウ 審査項目

一次審査における審査項目に同じ

エ 最低制限基準点の設定

二次審査における最低制限基準点は全審査委員の合計点数の50%とする（審査員が3名で各100点満点の場合、150点）。最低制限基準点を下回った場合は、たとえ審査の結果、最も高い点数になったとしても、優先交渉者とししない。

オ 審査結果・打合せに関する詳細連絡

審査結果は、令和8年3月27日（金）（予定）以降、二次審査参加者に対して個別に連絡するほか、優先交渉者を県ホームページ上で公開する。

(4) 失格

以下の項目に該当する者は失格とし、審査の対象としない。

- ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した場合
- イ 企画提案書の不備、提出期限に遅れた場合
- ウ その他、この要領に違反した場合

14 契約

- (1) 「13 審査」の審査基準に沿って審査を行い、最も評価の高い企画提案を行ったと認められる者を本事業の優先交渉者とする。なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。
- (2) 「令和8年度群馬県 TikTok 用コンテンツ制作等業務」及びプロポーザルの提案内容は、委託予定者選定のためのものであり、契約時には改めて内容を協議したうえで、予定価格の範囲内で契約する。なお、(1)の者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (3) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とする。
- (4) 委託料の支払は、原則として事業完了後の精算払いとする。
- (5) 令和8年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件プロポーザルについて停止等を行うことがある。これにより、事業者において損害が生じた場合、県ではその損害について、一切負担しない。

15 問い合わせ先

群馬県知事戦略部メディアプロモーション課 tsulunos 室映像プロモーション第一係

電 話 : 027-226-2171

メール : tsulunos@pref.gunma.lg.jp